

(別紙) 土地利用型園芸産地力向上支援事業に係るベジタブル・マーケター業務評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 評価項目の配点の総和をもって参加者の評価点数とし、評価点数の合計の多い者から順に順位を付ける。
- 3 各委員から1位の評価を最も多く得た者を契約候補者として選定する。
- 4 各委員から1位の評価を得た数が同数の者があった場合には、合計順位数が最も小さい者を契約候補者として選定する。
- 5 各委員から1位の評価を得た数が同数かつ合計順位数が同数の者があった場合には、委員会で審議の上、契約候補者を選定する。
- 6 各委員による評価点数の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。
- 7 企画提案者が1者だった場合も同様とする。

評価項目	評価内容	配点
1 業務内容の理解度	本県の現状を踏まえ、本業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。	20
2 提案内容の優良性	提案内容に具体性があり、産地の販路開拓につながる効果的な提案となっているか。	20
3 提案内容の独創性	成果を高めるための独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	20
4 実務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	10
5 業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	10
6 必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
7 専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	10
計		100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)

- ・評価項目毎に、整数で絶対評価を行う。
- ・配点が20点の項目は、10～1の評価基準の数に2.0を乗じた数を得点とする。